

岡山市観光パンフレットリニューアル業務委託（データ作成）
仕様書（案）

1 業務の名称

岡山市観光パンフレットリニューアル業務委託（データ作成）

2 業務の目的

本業務は、岡山市の観光資源やイベントに関する情報を観光客に発信する既存パンフレット「岡山市観光パンフレット『また来る岡山』」をリニューアルし、新たな観光パンフレット（以下「パンフレット」という。）のデータを作成するものである。数ある自治体の観光パンフレットの中から、思わず手に取りたくなるようなデザインを採用し、読み手に対して岡山市の魅力が効果的に伝わる誌面構成を追求し、岡山市への関心を高め、観光意欲を醸成することを目指す。また、旅行に必要な情報を提供することで、岡山市での観光をよりスムーズかつ快適なものにし、滞在時間の延長に寄与することを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

4 業務の内容

(1) コンセプトの作成

本業務の目的を達成するため、岡山市をどのようにブランディングし、発信していくのかコンセプトを提案すること。なお、提案書にはコンセプトの提案理由を併せて記載すること。また、このパンフレットは、岡山市の観光総合パンフレットであり、老若男女問わず使用するものだが、コンセプトの提案にあたり特に意識したターゲット層があれば、理由を含めて記載すること。

(2) パンフレットのデータ作成

以下の規格を想定したパンフレットのデータを作成すること。なお、受託者は、パンフレット作成に係る企画、資料収集、写真撮影、取材、原稿作製、デザイン、編集、校正、電子データの作成及び納品等のパンフレットのデータ作成にあたり必要な一切の業務を実施すること。

【規格】

サイズ：A5

頁数：40ページ程度（想定しているページ数を提案すること）

印刷：フルカラー印刷（4色刷）

製 本：中綴じ冊子型

※本業務の内容に印刷業務は含まない。上記の規格は、データ作成後の印刷の際に想定しているものである。

ア 構成

パンフレットの構成と割り当てページ数を提案すること。基本的な構成は以下のとおり（順不同）とし、掲載する情報は、既存の岡山市観光パンフレット「また来る岡山」を参考にし、提案するコンセプトに合わせて追加や削除をすること。また、③観光情報として掲載予定のコンテンツ一覧及び④モデルコース（2パターン以上）を提案すること。

①表紙・裏表紙

②目次

③観光情報（特産品、グルメ等を含む）

④モデルコース

⑤イベントカレンダー、イベント情報

⑥市全域地図、中心部地図

⑦岡山市への交通アクセス

⑧宇喜多家、古代吉備（日本遺産「桃太郎伝説の生まれたまち おかやま」・新たな倭国論）、万富東大寺瓦窯跡の深堀ページ及び歴史観光 Web サイト「おかやまレキタビ」紹介ページ（計4ページ程度）

※③観光情報については、市域全体のバランスに配慮して選定すること。

※⑧については、歴史観光に興味のある層に対してアプローチすることを想定し、②～⑦まで（以下「本編」という）とは分けて掲載することを想定し、また本編に関連ページがある場合は、相互に行き来できるよう掲載ページを記載すること。

※宇喜多家の詳細は下記を参照すること。

<https://www.city.okayama.jp/kankou/0000071248.html>

※新たな倭国論の詳細は下記を参照すること。

- ・新たな倭国論 (<https://rekitabi.jp/new-wakokuron>)
- ・Story03「古代吉備の謎」(<https://rekitabi.jp/story/story-985>)
- ・古代吉備の姿がよみがえる、造山古墳VR動画ついに公開！
(<https://rekitabi.jp/news/2623>)
- ・古代吉備の歴史に迫る！日本遺産シンポジウム採録記事が新聞掲載されました (<https://rekitabi.jp/news/2511>)
- ・古代吉備の謎に迫る！「新たな倭国論」とは？！紹介動画公開中
(<https://rekitabi.jp/news/2478>)
- ・特別対談 知られざる「古代吉備」の魅力 (<https://rekitabi.jp/news/2475>)
- ・市民のひろば 2025.6月号「特集『新たな倭国論』とは？」
(<https://www.city.okayama.jp/shisei/cmsfiles/contents/0000072/7262>)

5/P02-05.pdf)

※万富東大寺瓦窯跡の詳細は下記を参照すること。

https://www.youtube.com/watch?v=_YASJbihUnE

イ デザイン及び掲載内容

- ①表紙は写真もしくはイラストにより岡山市をイメージさせるものとし、思わず手に取ってみたいくなるようなデザインを提案すること。
- ②本編は、全体的に文字数は必要最低限にし、自然光を生かしたスナップ写真を全面的に打ち出し、手書き風フォントを使用するなどライフスタイル誌のような視覚的に印象に残りやすいデザインとし、デザインを提案すること。提案にあたっては、パンフレット全体がイメージできるよう、4ページ以上選定して提案書に記載すること。

また、観光施設の概要が見てわかるように掲載し、詳細は「岡山市公式観光情報サイト おかやま観光ネット」の該当施設等のページへリンクする二次元コード掲載すること。

<岡山市公式観光情報サイト おかやま観光ネット>

<https://okayama-kanko.net/sightseeing/>

- ③ア～⑧宇喜多家、古代吉備（日本遺産「桃太郎伝説の生まれたまち おかやま」・新たな倭国論）、万富東大寺瓦窯跡の深堀ページ及び歴史観光Webサイト「おかやまレキタビ」紹介ページのうち、古代吉備の紹介部分について、デザイン及び掲載内容を提案すること。
- ④フォントの種類、フォントサイズ、色使い、分かりやすい文字や言葉を利用すること等により、ユニバーサルデザインに配慮し、その配慮した内容を提案書に記載すること。

ウ その他

- ①作成に必要な写真については、受託者が撮影することを基本とし、モデルを起用した写真も数点撮影すること。また、写真はSNS等での発信を視野に入れた魅力的なものとする。なお、受託者が所有している写真を使用することも可能とする。また必要があれば委託者より提供する。
- ②統計資料等の岡山市に関する情報データは、必要があれば委託者より提供する。
- ③企画、編集、取材、記事作成、デザイン、レイアウトなどは委託者と協議の上、受託者が行う。
- ④受託者は業務の進捗状況の報告及び協議を毎月1回以上、委託者の事務所において行わなければならない。また、その際の協議録を作成し、委託者の確認を受けること。
- ⑤受託者は本業務の目的を十分に理解したうえで、誌面全体の企画・構成及びデザインを行うこと。
- ⑥その他、必要な業務が生じた場合は、委託者と協議のうえ適切に実施すること。

5 納品

(1) 成果品

ア DVD-R 各2枚

- ① a i データ (C S 5 対応)
- ② H P 掲載用 P D F データ
- ③ 作成時に使用した写真データ (j p e g)
- ④ 作成時に使用したイラストデータ (j p e g)

(2) 受託者は本業務の成果品について、委託者の検査を受けるものとし、検査合格後に納品すること。

6 その他

- (1) 受託者は、本業務の円滑な進捗を図るため、委託者に随時報告を行い、必要があれば協議のうえ作業を進めること。
- (2) デザイン等について、協議による変更等が生じた場合は、速やかに対応すること。
- (3) 受託者は本業務について機密を守り、業務内容を許可無く第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (4) 受託者は、業務の主たる部分を再委託してはならない。
- (5) 受託者が業務を遂行する上で必要な資料等は、受託者において入手するほか、必要に応じ、委託者において随時貸与する。なお、貸与した資料などの複製・複写の可否、返却等については、委託者の指示に従うこと。
- (6) 作成時に必要な撮影等に係る許可申請については、受託者が行うこと。
- (7) パンフレットに使用するイラスト、写真、その他の資料等について、第三者が権利を有する著作物である場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者が負うものとする。
- (8) 本契約に基づく成果物の所有権は、委託者への引渡し完了したときに、委託者に移転するものとする。
- (9) 委託者は委託の目的物をホームページ、各種広告媒体等で使用することを想定しているため、受託者は、委託の目的物（仕様書「5 納品」に記載されているパンフレット、写真、イラスト等すべてをいう。以下同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む。）を当該委託の目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- (10) 受託者は、委託の目的物が著作物に該当する場合において、委託者並びに委託者から正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対

- し著作者人格権(公表権、氏名表示権、同一性保持権)を行使しない。
- (11) 受託者は、委託の目的物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該委託の目的物を使用又は複製し、また、当該委託の目的物の内容を公表することができる。
 - (12) 委託者は、受託者が委託の目的物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。)がある場合は、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。
 - (13) 受託者は、委託の目的物が、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益を侵害するものでないことを保証する。
 - (14) 委託の目的物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
 - (15) 契約締結前においては、写真等の資料の提供は一切行わないものとする。
 - (16) この仕様書に定めのない事項及び業務上の疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
 - (17) 関連資料、その他貸与した資料は、委託業務の完了後に返還すること。写しを取っている場合も同様とする。